

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (法学)	氏名	高橋 秀明
論文題目	阻却可能性と法的推論		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、法的推論における「原則／例外」という区別に焦点を当て、それを「阻却可能性 (defeasibility)」という概念に依拠して形式的な説明を与えようとする試みを、近時の研究を批判的に検討することを通じて行おうとするものである。その論述は、およそ、原則／例外および阻却可能性という基礎概念をめぐる従来の議論状況を整理する前半部分 (第1章・第2章) と、現在この問題領域で精力的に研究を行っている法理学者G・サルツールおよびL・ドゥアルテ・ダルメイダの見解を批判的に考察する後半部分 (第3章・第4章) とに大別される。</p> <p>第1章では、原則／例外をめぐる従来の議論の問題点が論じられる。まず、これまでの学説においては、一方では、例外が原則の貫徹により生じる不都合な帰結を回避する手段として実質的に理解され、他方では、例外が原則の適用に対する限定を加えるという制約条件として形式的に特徴付けられてきたことが明らかにされる。その上で、前者の捉え方については、原則と例外の内容が規定の実質的目的との関連で流動的であること、他方、後者の捉え方については、例外が原則を表現する法的なルールの要件のなかに組み込まれてしまうことから、いずれの捉え方も、結局のところ原則／例外の形式的な振る舞いの相違という決定的な側面を捉え損ねているという問題が指摘される。</p> <p>第2章では、この問題を克服する手がかりとして、阻却可能性という概念が取り上げられる。はじめに、この概念を法理学に導入したH・L・A・ハートの議論が検討される。ハートは、日常言語学派の哲学者J・L・オースティンの影響の下で法的発話における帰属の機能を説明するにあたり、法的概念が必要十分条件という形では定義できず、「でない限り (unless)」という条件節を必要とすることを説明する文脈で阻却可能性という概念を導入したものの、批判に晒されて撤回した経緯が説明される。ついで、近時の研究における阻却可能性の見直しの動きが概観される。ここでは、上述の問題関心から、阻却可能性の概念を法的なルールの非適用として捉え、例外と関連づけては理解しないF・シャウアーやR・テューアなどの議論が退けられる。</p> <p>第3章では、この阻却可能性の概念を原則／例外と関連づけて論じるものとして、サルツールの議論が検討される。まず、サルツールが、阻却可能性を推論の性質であり、阻却可能な推論を前提の増加によって結論が保存されない非単調的推論であるとした上で、法的推論が阻却可能な推論であるのは法的なルールが原則／例外から構成されることに起因するものと理解していることが確認される。さらに、法的なルールの要件が「証明されなければならない要素 (probanda)」と「反駁されてはならない要素 (non-refutanda)」から構成されているという定式を基に、後者の要素として例外が捉えられることが示される。なお、サルツールによる法的推論のモデル化の方法は時期により変化が見られ、対象言語とメタ言語の混合という方法と議論による形</p>			

式化の方法という、二つの異なる考え方の混在も明らかにされる。最後に、サルトールの議論の抱える問題として、そもそも阻却可能性の捉え方それ自体が曖昧である点に加えて、法的なルールの要件をなす二つの要素も「法的効果を導出するための十分条件」と「その十分条件を満たす事実」とを混同していて多義的である点が指摘される。

第4章では、この多義性を批判し、後者のみを採用して阻却可能性の観点から原則／例外を論じるドゥアルテ・ダルメイダの議論が検討される。はじめに、ドゥアルテ・ダルメイダが、ハートの議論を再構成し、その議論に賛成する立場を「組み入れ主義」、反対する立場を「非演繹主義」と呼んだ上で、「正しい判決の必要十分条件は規定し得ない」と「例外は正しい判決の必要条件に還元され得ない」という二つのテーゼにつき、組み入れ主義は両方を否定し、非演繹主義は両方を肯定するものと特徴付けることが確認される。ドゥアルテ・ダルメイダ自身は、法的推論の演繹性を維持しつつ原則／例外の形式的な区別を維持するために前者を否定しかつ後者を肯定するという折衷的立場をとり、その上で阻却可能な法的決定を「証明」という観点から捉えている点が明らかにされる。その上で、①明示的な例外が規定されている場合、②例外の例外が存在する場合、③黙示的な例外が問題となる場合の検討を通じて、ドゥアルテ・ダルメイダの考え方の含意が示される。最後に、ドゥアルテ・ダルメイダの議論の抱える問題として、その議論が手続き的な側面を重視するあまり、最終的には実体的なルールの役割を消去する危険性を秘めていることが指摘される。

むすびとして、サルトールの議論とドゥアルテ・ダルメイダの議論が比較され、例外を反駁や証明といった手続き的な観点から理解するという両者の共通点に肯定的な評価が下される一方、そのことに伴う両議論の弱点、すなわち法的推論の演繹性を維持できないというサルトールの議論の問題と実体的なルールに基づく正当化を説明できないというドゥアルテ・ダルメイダの議論の問題が指摘される。

(論文審査の結果の要旨)

「阻却可能性 (defeasibility)」という概念は、法的概念に特徴的な性質を説明するためにかつてH・L・A・ハートが法理学研究の領域に導入したものであるが、近時では法的推論の形式的分析という文脈において再評価が著しい。本論文は、法的推論における「原則／例外」という思考様式に注目し、その構造の解明に取り組む二人の主要な法理学者G・サルトルとL・ドゥアルテ・ダルメイダの議論を批判的に検討することを通じて、法的推論の形式的分析において阻却可能性という観点がどのような意義をもつかについて探求するものである。

本論文の第一の学術的意義は、サルトルとドゥアルテ・ダルメイダの見解を対比することにより、阻却可能性の概念を用いた原則／例外の分析に多様なあり方があることを示すとともに、各々の見解の利点と欠点を浮き彫りにしている点である。すなわち、阻却可能性を推論の性質と捉え、非単調論理によるモデル化を志向するサルトルの見解は、実体的なルールを用いた推論という側面を適切に表現することができるものの、推論の演繹性を維持することはできない。これに対して、阻却可能性を判断の性質と捉え、論理の非単調性を採らないドゥアルテ・ダルメイダの見解は、推論の演繹性を維持することができる反面、実体的なルールの役割を軽視する傾向が見られる。

本論文の第二の学術的意義は、サルトルとドゥアルテ・ダルメイダの見解の共通点を検討した結果として、例外を手続法上の正当化の文脈で捉えることの重要性を見出したという点である。本論文は、両者がともに裁判官が決定を下す際の条件に焦点を当て、証明や反駁といった手続的な観点から例外の働きを捉えていることをふまえて、阻却可能性に依拠した原則／例外の分析に際して手続法ルールの側面に定位することが不可欠であることを示唆している。このことは、これまで法的効果の実体法上の正当化に着目して例外を理解する見方が一般的であっただけに、重要であろう。

もっとも、本論文は、阻却可能性の概念を用いて原則／例外を論じる法理学上の試みのすべてを網羅的に検討したわけではない上に、手続の観点を取り込んだ説明モデルを展開するという作業には着手できておらず、これら二点は今後の課題となっている。しかし、このことは、阻却可能性の観点からの原則／例外の分析の可能性を探求する本論文の価値を些かも損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士 (法学) の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和2年1月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行なった結果合格と認めた。

なお、本論文は京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日：                      年              月              日以降